

平成24年（ワ）第394号，平成25年（ワ）第63号

大飯原発3，4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

第18準備書面

平成26年3月24日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 笠原一浩

埋め戻し土使用の危険性

1 被告は，本件原発において，埋め戻し土を使用していることを認めているところ（被告準備書面(12)），以下のとおり，埋め戻し土の使用は，原告らが第4準備書面及び第11準備書面において主張した敷地にずれなどが生じた場合の危険性を増加させるものである。

2 新潟県中越沖地震の際に，柏崎刈羽原発敷地内において，最大約1.5メートルの地盤沈下が生じたところ，大きな地盤沈下は，建屋近傍，地下水位の高い海側，埋め戻し土が厚い箇所が見られた。地盤沈下の原因としては，液状化，埋め戻し土の体積圧縮，地震時の慣性力による揺すり込みなどが考えられる。

柏崎刈羽原発の埋め戻し材の材質は，本件原発と同様，現地砂質土を使用しているが，敷地内で埋め戻し土の液状化が確認されている。強い地震動によって不飽和土では繰り返しせん断に伴う体積圧縮，地下水位以下の飽和土では液状化に伴う体積圧縮が生じて地盤沈下が生じたと考えられる。

また，A系タンクにおいて最大約1.5メートルの地盤沈下が生じたが，A系

タンクが岩着で、周辺地盤が地震時に構造物と地盤の接している周辺で歪みが大きく発生し、揺すり込み沈下を発生した。埋め戻し土は、地震時に比べて建屋に比べて相対的に大きな水平変化が生じる。このため、地震時に建屋から埋め戻し土が離れようとする際に主働すべりが生じ、その累積によって建屋周辺に大きな沈下が起こったものと考えられる。

(甲92「柏崎刈羽原子力発電所復旧状況調査報告書¹」3-55～57頁)

本件原発においても、埋め戻し土が使用されていることから、地盤沈下によって敷地にずれが生じる危険性が増加している。

- 3 この点、被告は、「重要な安全機能を有する施設」については、強固な岩盤に直接設置しており、岩盤に設置するために掘削した周囲や上部に埋め戻し土を使用している場合であっても、埋め戻し土の揺すり込み沈下等によって安全機能に重大な影響が生じるおそれがないことを確認していると主張する(被告準備書面12)。

しかし、被告は、結論を述べるのみで、その具体的な内容の主張・立証を全く行っていない。上記のとおり、柏崎刈羽原発において、埋め戻し土の使用を一因として約1.5メートルの地盤沈下という安全機能に重大な影響が生じ得る事態が現に発生しているのであるから、同様に埋め戻し土を使用している本件原発において安全機能に重大な影響が生じるおそれがないことを被告が主張・立証する必要がある。

また、被告は、「重要な安全機能を有する施設」以外の施設については、埋め戻し土上に設置していると主張しているが、原告ら第15準備書面記載のとおり、被告が耐震B、Cクラスとしている施設(外部電源等)が地震によって破損した場合であっても過酷事故に至る危険性があるから、同様に、埋め戻し土上に設置している施設が被告の言う「重要な安全機能を有する施設」でないとしても、そのことをもって、敷地のずれによって過酷事故に至る危険性を否定することはで

¹ http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/attached/attach_353_7.pdf

きない。

さらに、新潟県中越沖地震の際に、柏崎刈羽原発敷地内においては、耐震クラスの高い建物・構造物と耐震クラスの低い構造物との境界部分（とりあい）で地盤起因の損傷が発生していること（甲93「柏崎刈羽原子力発電所における中越沖地震による地盤変動とそのメカニズムについて²」19頁）からすれば、被告が主張するように本件原発において「重要な安全機能を有する施設」以外の施設を埋め戻し土上に設置することは、「重要な安全機能を有する施設」との境界部分で地盤起因の損傷を発生させる危険性を生じさせることになる。

以上

² http://www.jaif.or.jp/pdf/2008_11_Sakai_ja.pdf